## 公益財団法人 泉屋博古館 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人泉屋博古館と称し、英文では SEN-OKU HAKUKOKAN MUSEUM と表示する。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、住友吉左衞門の収集にかかる古代青銅器を中心とする国宝、重要文化財等の美術 工芸品およびこの法人において収得した文化財(以下「美術工芸品」という。)の保存および公開、 並びにこれらに関する調査研究を行い、学術研究の発展を図り、もって我が国の文化の向上と文 化財の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1)美術工芸品の収集、保存および公開
  - (2) 美術工芸品に関する調査研究、紀要、解説書、図録などの発行
  - (3) 美術工芸品に関する研究会、講演会等の開催
  - (4)美術館の設置、運営
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産および会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議 した財産及び別表の財産をもって構成する。
  - 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければ ならず、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、 あらかじめ理事会および評議員会の承認を必要とする。
  - 3 財産の管理の方法は、理事会が別に定める。
  - 4 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。
  - 5 やむをえない理由により、不可欠特定財産の一部を処分しようとするときおよび不可欠特定 財産から除外しようとするときは、理事会および評議員会において、議決に加わることのでき る理事、評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般 の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告および決算)

- 第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の 書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければ ならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事および監事並びに評議員の名簿
    - (3) 評議員、理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

# 第4章 賛助会

(賛助会)

- 第10条 この法人は、この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体をもって、賛助会を組織することができる。
  - 2 賛助会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

- 第12条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195 条の規定に従い、評議員会において行う。
  - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
      - イ 当該評議員およびその配偶者または3親等以内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロまたはいに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持しているもの
- ホ ハまたは二に掲げる者の配偶者
- へ 口から二に掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定 する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- (3) 評議員のうちには、評議員の1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別 措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数 が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## (評議員に対する報酬等)

- 第14条 評議員に対し、各年度において2百万円を超えない範囲で、評議員会において別に 定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができ る。
  - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合 の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

### 第6章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は次の事項について決議する。
  - (1) 理事および監事の選任および解任
  - (2) 理事および監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分または除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
  - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議等

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (4) 基本財産の処分または除外の承認
    - (5) 第5条4項に定める不可欠な特定の財産の処分の承認
    - (6) その他法令で定められた事項
  - 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、 過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議 決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
  - 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を 評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により

同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

6 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議および報告の省略に関する事項は法令の定めると ころによる。

#### (議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 前項の議事録には、出席した評議員のなかから議長および当該会議において選出された議事録 署名人2名以上が記名押印する。

## 第7章 役員

### (役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

- 第23条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 理事、監事および評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
  - 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合 計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)および評議 員 (親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。 また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
  - 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に 密接な関係にあるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超 えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務および権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
  - 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
  - 3 理事長に欠員または事故あるときは、常務理事がその職務を代理しまたその職務を行う。
  - 4 理事長および常務理事に欠員または事故あるときは、理事長の定めるところにより、他の理事 のうち一人がこれに当たる。
  - 5 理事長および常務理事は、毎事業年度において4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務および権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産 の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会 の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会 の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが できる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第28条 理事および監事に対し、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って 算定した額を報酬等として支給することができる。
  - 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。 この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

# 第8章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議等)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議については、別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上当たる多数をもって行われなければならない。
    - (1) 不可欠特定財産の処分の承認
  - 3 前項の理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
  - 4 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、 その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第23条第5項に規定する理事の職務の 執行状況の報告については、適用しない。

5 前2項に定めるものの他、理事会の決議および報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

#### (議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 定款の変更および解散

#### (定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
  - 2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第200条第1項ただし書きの規定にかかわらず、この定款の第3条(目的)および第4条(事業)ならびに第11条(評議員の選任および解任)においても適用する。
  - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
  - 4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地 方公共団体または認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規 定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

- 第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。
  - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記 と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業 年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事および業務執行理事は次に掲げる者とする。

代表理事(理事長) 宮原賢次 業務執行理事(常務理事) 山口信人

4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

安部正一

藤井順輔

藤本勝司

廣瀨博

五十嵐久也

鹿島浩之助

加藤進

家守伸正

松本正義

中村吉伸

小川富太郎

小野寺研一

佐藤義雄

秦喜秋

住友信夫

友野宏

常陰均

渡邊穰

山内重德

矢野龍

平成26年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更 平成28年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更 平成30年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更 平成31年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更 2021年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更

## 別表 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
美術工芸品	銅器 447 件
	絵画 645 件
	書蹟 168件
	工芸 1,700件
	歴史資料類 123件
	以上いずれも平成22年5月31日以前取得